

平成16年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成16年12月17日(金曜日)

出席議員(48名)

1番	新田 祐一 君	2番	千葉 清喜 君
3番	木村 慶喜 君	4番	青木 喜右衛門 君
5番	伊藤 信行 君	6番	早坂 勤治郎 君
7番	高橋 良一 君	8番	早坂 理 君
9番	米澤 秋男 君	10番	千葉 明朗 君
11番	佐藤 正憲 君	12番	畠山 和則 君
13番	板垣 敬志 君	14番	尾形 勝 君
15番	工藤 清悦 君	16番	田中 登 君
17番	近藤 義次 君	18番	佐藤 善一 君
19番	鎌田 八郎 君	20番	福島 久義 君
21番	熊谷 和夫 君	22番	渡辺 秀一 君
23番	岩渕 庸一 君	24番	門脇 幸悦 君
25番	新田 博志 君	26番	佐々木 敏雄 君
27番	畠山 こずゑ 君	28番	坂本 せん 君
29番	三嶋 等 君	30番	佐藤 澄男 君
31番	高橋 源吉 君	32番	高橋 毅 君
33番	本多 行夫 君	34番	吉岡 博道 君
35番	一條 光 君	36番	藤原 耕夫 君
37番	及川 六郎 君	38番	猪股 信俊 君
39番	星 義之佑 君	40番	板垣 博 君
41番	太田 義明 君	42番	伊藤 淳 君
43番	伊藤 貴康 君	44番	下山 孝雄 君
45番	渋谷 征夫 君	46番	川村 薫 君
48番	山城 庄一 君	49番	米木 正二 君

欠席議員（１名）

４７番 加 藤 嘉 一 君

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	森 田 善 孝 君
企 画 財 政 課 長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
税 務 課 長	伊 藤 東 君
農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
商 工 観 光 課 長	古 内 公 雄 君
やくらい高原温泉	
保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴 君
上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟 君
会 計 課 長	外 山 篤 可 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	吉 田 恵 君
教 育 長	伊 藤 善 一 郎 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 啓 三 君
生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	引 地 田 路 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
主 幹 兼 議 事 係 長	渋谷 正 彦 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 匡 亮 君
主 事	千 葉 美 智 子 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 10号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

第 3 議案第 94号 加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

第 4 議案第 95号 加美町集会所条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 96号 加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 97号 加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 98号 加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 99号 六の国環境衛生組合同規約の一部を変更する規約について

第 9 議案第100号 六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分について

第10 議案第101号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について

第11 議案第102号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

第12 議案第103号 町道路線の認定及び廃止について

第13 議案第104号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第6号）

- 第14 議案第105号 平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第106号 平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第107号 平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第108号 平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第109号 平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第110号 平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第111号 平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第112号 平成16年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第113号 物品購入契約の締結について(平成16年度陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業備品購入)
- 第23 議案第114号 工事請負契約の締結について(平成16年度加美町中新田文化会館舞台照明設備改修工事)
- 第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 議発第 4号 既存郵便局の存続を求める意見書の提出について
- 第26 議発第 5号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出について
- 第27 議発第 6号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議
- 第28 請願第 2号 教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書
- 第29 議員派遣の件について
- 第30 閉会中の継続調査・審査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

午前１０時００分 開議

○議長（米木正二君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

47番加藤嘉一君より欠席届が出ております。30番佐藤澄男君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（米木正二君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116条の規定により、29番三嶋 等君、31番高橋源吉君を指名いたします。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（米木正二君） 日程に入る前に、昨日の29番三嶋 等君の一般質問において、資料がないというようなことで答弁がなかったわけでありますけれども、町長より答弁をいたしたいという旨の報告がございます。町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） おはようございます。

29番三嶋議員の一般質問の中で、通告のほかでありましたので資料が手元になかったわけで、後日ということで保留をさせていただきました地方債残高について報告を申し上げたいと思います。

昨日は、一般会計、普通会計のみの地方債残高を申し上げましたが、繰り返して、普通会計 218億 5,302万 3,000円。もう一度申し上げます。普通会計は昨日の報告のとおり 218億 5,302万 3,000円。このうち 129億 950万 6,000円が交付税措置見込額でありますので、残高は実質負担額が89億 4,351万 7,000円となります。

きのう答弁申し上げなかった特別会計、これは簡易水道、駐車場、下水道のトータルで82億 8,355万 2,000円でございます。次に、水道事業会計11億 1,366万円でございます。

単純合計で 312億 5,023万 5,000円で、先ほど申し上げました交付税措置額、これは普通会計のみの交付税措置額予定額を差し引いた部分で 183億 4,072万 9,000円でございます。そのほかに昨日申し上げました債務負担もございまして、この部分が5億 2,731万 1,000円であり

ます。

次に、一部事務組合関係のいわゆる加美町負担分もございまして、この中には保健医療福祉行政事務組合の負担、それから六の国の分、そして土地開発公社の部分もありまして、保健医療福祉行政事務組合の部分については25億 3,874万 5,000円、六の国環境衛生組合では18億 6,527万 1,000円、土地開発公社が5億 820万 7,000円で、一部事務組合の分とそれから土地開発公社の部分を含めましたトータルが49億 1,222万 3,000円でございます。

すべてのトータルが 366億 8,976万 9,000円で、交付税措置額を差し引いた部分、 129億 900万円を差し引いた部分で、 237億 8,026万 3,000円でございます。

さらに、大崎広域行政事務組合の債務負担がございます。これはいわゆる設備備品等の消防ポンプ車あるいは救急車両等の購入の部分でありまして、これが2億 818万円でございます。

トータルで実質負担額で 239億 8,844万 3,000円という残高でございます。これは当然のことながら旧3町の合算分、引き継ぎ分すべてでございます。

以上でございます。

日程第2 報告第10号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

- 議長（米木正二君） 日程第2、報告第10号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 報告第10号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成16年7月2日午後5時35分ごろ、職員が運転する町所有車両が出張先の県庁から帰庁する途上、青葉区堤町三丁目付近の国道4号の左車線を走行中、右側後方車線を走行中の相手方車両、小型乗用車ではありますが、左側車線に進路変更してきたことにより、相手方車両の左前方部分が町所有車両の右側面部分に接触し、相手方車両の左フェンダーが損傷したもので、町が20%、相手方が80%の過失割合で示談が成立し、このたび損害賠償の額が1万7,047円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することは町長専決処分指定事項に当たることから、今回専決処分したものでありま

す。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これにて報告第10号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第3 議案第94号 加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第3、議案第94号加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第94号加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、昨年9月の地方自治法改正に伴い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、加美町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項を定めるものであります。

その内容は、募集の要項、申請書類、候補者の選定基準、指定管理者の指定、協定の締結など募集から決定に至る一連の基本的共通事項を規定したもので、本条例によって指定手続に関する基本的事項を規定した後、指定管理者制度の対象となる施設について順次条例を改正していくこととしており、今議会におきましても議案第95号から議案第98号まで指定管理者制度導入に伴う条例の改正をお願いする議案となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。20番福島久義君。

○20番（福島久義君） 今、指定管理者制度について町長から説明を受けました。その中で、第2条については公募、それから第4条については選定をするという内容でございます。

そうした中で、加美町にもそうした指定管理者制度を導入する施設が大分多くあるように見受けられますけれども、その中でお伺いしますけれども、例えば、例えばといえは申しわけないんですけれども、例えばパークゴルフ場の指定、さらには旧中新田にありますあゆの里物産

館などはこの条例に従いまして広く公募をするのか。さらには、何と申しますか、事業でいえば随意契約と申しますか、直接契約を行うのかお尋ねをするところでございます。

またそれから、今町長から説明ありましたとおり95号から98号までこれから提案されるわけですが、指定管理者制度についての条例でございますのでお伺いしますけれども、老人憩いの家、さらには集落施設などもこの対象になるわけですが、そうした中での選定の方法と申しますか、その内容をお尋ねをいたします。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

パークゴルフ場、あゆの里物産館、あるいは第三セクターで行っております各公社等の今後の管理委託というか指定管理者の件につきましては、今回議案としましては提案はしてございません。と申しますのは、次の95号から98号まで提案してございます集会所等につきましては今回一部変更しまして、直接ですね、公募をかけないで、現在委託管理を行っている区長、自治会、そこから現在までの収支決算書等を提出してもらい、17年度以降それらが管理運営に支障を来さない運営ができるとすれば、そこに管理運営を頼むと。それで区長なりあるいは自治会長を指定管理者に指定していく。そういうことで議会にお諮りする考えでございます。

それで、第三セクター的にやりますパークゴルフ場あるいは振興公社につきましては、17年度中にいろいろな方面で検討しなければならない部分がございますから、これの管理者制度の指定は18年9月1日までやればいわけです。ですから、9月1日では大分中途半端にもなりますから、18年度の4月1日から指定管理者をお願いするというふうな形で、とりあえず18年の3月議会の段階までに指定管理者の方向について議会に議案の提案をお願いしまして、承認をいただくような考えで今事務作業を進めております。

○議長（米木正二君） そのほか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） 私は、条例の11条と関連しますところの7条とのかかわりでお伺いをしたいというふうに思います。

11条の方の個人情報の取り扱いということで、7条の第1項に規定する協定に基づいて必要な措置を講じるということになっております。その項目の中では、第2項の方に8事項が指定されております。その中での7番目にありますね、管理業務を行うに当たっての保有する個人情報の保護。指定管理者に指定された業を営む方が知り得た情報を含めて業務にかかわる個人情報も、公の、町の情報もあるわけですが、そういった関係の規定がございます。そこでお伺いしたいのは、要するに適切な管理を行っていくという大前提がありまして、それをきちと

守らなければならないということがうたってはありますが、その中で、一応個人情報保護に関する事項ということの第2項の7番目にありますその事項が、どういう範囲まで定める事項というふうになって今考えておられるのか。その点をまずお伺いしたいというふうに思います。

それと同時に、第1条の第2項における、ページ数が11ページの最初にありますが、「また、不当な目的に利用してはならない」とだけうたってはありますが、現実にはそういうことが利用された場合の法的措置というか、条例にうたっていないと法的措置もできないのではないかと、いうふうに思うんですが、その辺の考え方がこの条項の中にはどう盛り込まれているのか、その辺をまず2点目としてお伺いしたいというふうに思います。

3点目は、町の情報公開条例に基づいて一定程度の情報公開が進められている中で、この指定管理者の業務をめぐる情報公開の範囲ですね、ここではきちっと保護されるのかどうか。要するにできるのかどうか、どこまでの範囲ですね。指定管理者における情報公開のその範囲を町としてはこの条例の中でどううたっているのか。その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

1番目の、7条、それから11条関係でございますけれども、これにつきましては、7条の関係で町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。それで1から7までうたってございますけれども、これらのほかにこの協定書を作成していく中で、条例だけでなく細かい部分につきましては規則なり規程を考えてございます。それで、現在係としまして事務を進めているのは、規程でなくてその上の規則というような形で、規則の中で細かい部分を決めていくと。それで、条例ですといろいろな部分につきまして議会の議決をいただいた中で改正をしなければならないわけですが、規則、規程で対応していくとなれば、その現時点、時点で問題点が出たときに町長の裁量権の中でそれに対応できますので、細かい部分については規則の中で対応する考えでございます。

それから情報公開の部分ですが、これにつきましては、一個人あるいは法人等から情報公開の申請がありましたら、情報公開の条例等に従いまして即公開するということはございませんから、総務課に一番最初に申請が上がってくるわけですが、その中で担当課と協議し、長いものと2週間以上あるいは1カ月ぐらいの調査期間をもらいまして公開の形になりますから、その段階で町の情報公開の審査委員会等もございますので、その中で対応し、個人的、あるいは一番はプライバシーだと思いますが、それに抵触しない形の中で公表するのはや

むを得ないと思いますが、やはり情報公開といえどもマル秘的な部分についてできない部分はできないというような形で処理していく方法がなされるものと考えております。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） 後段の方から。情報公開にかかわる点で今課長から話がありました。基本的には、この指定管理者における中身についての情報公開の対象範囲であるが、情報公開条例の方に従って進めていくということで確認をしたいというふうに思います。

それから、最初の情報公開そのものの保護ですね。この点では町長の裁量権を生かして規程等で運用していくということなんですが、やはり行政がこれまで果たしている保護の観点からすると、ちょっと外部に行くという点では不安な面があるというのが現実にあると思います。そういうことでもきちっとその問題を整理しておかないと、後から条例でうたっていなかったからそれができないとか被害をこうむった場合の裁判の問題等も出てきた場合、行政がそこまでかわらなかったという、責任逃れということにもなりかねない状況にもあると思うので、そこはきちっと指定管理者との中において行政が締結というかしなければならない重要な問題だというふうにもとらえているわけなので、その点での規則、それから附則の問題ですね、その点は後でそういうふうな状況になっているというのは公開できる状況にあるのかどうか、規程の中身について。その点だけ確認をしておきたいと思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

規程でなくて規則で対応します。それで規則につきましては、情報公開と関係なく、この例規集には入っていませんけれどもパソコンには入っておりますから、その中で一般の人も見られるような形になります。ですから問題はないと思います。

ただ、協定書を条例の中で、第7条で協定書をつくりますよと言っていますから、仮に第三セクター的にやる公社的なもの、それについては、公社に現在委託していますね、管理運営を。その段階で必ず守秘義務的なものは記載されていますから、それはそのまま継続するわけですから、また公社を必ずしも指定管理者にするという部分はないとは思いますが。うたっているのは結局公募することですから。ただ、特定のものについては公募をしなくてもよいというものですから、どういう形になるかは今後の検討の中で方向づけを出しますけれども、必ず委託管理をしたとすれば、町に被害を与えるような部分的なものは法的にクリアできるような契約をしてございますから、それらをそのまま継続するような形で協定書でうたっていきますので、万が一そういうものが出た場合にどうするかというのは、事故、その後の事故です

ね、それらの発生に対応する行政対応として規則で随時対応するんだということで、規則を細かい形で制定させてもらうということでもありますから、個人的な情報に関してはまだ町ではきちんと条例制定してございませんけれども、これらも指定管理者制度だけでなくいろいろな面でありますから、急ぎそういう部分の制定についても検討はしなければならないものとは認識はしてございます。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。18番佐藤善一君。

○18番（佐藤善一君） 実際、委託業務開始まで、条例の改正あるいは契約の承認といった形で2回の議会の承認を得なければならないと思うんですけれども、この経過措置期間もありますのでそうゆっくりはしてられないものだと思っております。直営にするか制度導入をするかということ。これまでのいろんな町で持っている施設ですね、教育関係についてはまだ制度導入はできないかと思いますが、いろんな施設を持っております。これらを、利便性や財政状況、雇用対策、そういったもの、いろんな形で検討に入るかと思いますが、議会の日程とこれは連動する形で今後のスケジュール、若干先ほど答弁あったわけですが、こういったものを予定されており、こういった日程でこれから進めようとしているのか。今考えている中で結構ですのでお聞かせを願いたいと思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

今回の条例の一部改正につきましては、この指定管理者の条例が制定承認いただきました、とりあえず18の集会所あるいは老人憩いの家、産業活性化研修施設、これは何か船形山荘というふうな形で呼んでいるようですが、これらについては即17年4月1日から対応できるような条例改正です。その後の委託管理している部分につきまして、まちづくりセンター、パークゴルフ場、山の幸・土産センターあるいはやくらい温泉保養センター等の公社委託の部分がありますから、これらの委託しているものすべてについて指定管理者を指定していかなければならないわけですから、これが17年4月1日の条例改正に基づく運用はできませんので、先ほど言ったように18年3月までの議会で承認をもらうような形で作業を進めますが、議員御存じのとおり3地区とも公社の運営内容が大分違いますので、今から、結局担当している課、商工もありますし農林もありますから、それらと十分協議して、その都度全協を開くなり、議会にかける前に詳細に説明申し上げて議会提案というような形になっていくものと考えております。

○議長（米木正二君） 37番及川六郎君。

○37番（及川六郎君） この指定管理者、この条例等でありますけれども、今回提案されている

のは主に 244条の2の公の施設の設置あるいは管理及び廃止の部分にかかわる問題だと思えますけれども、ただ、指定管理者制度の場合、最も大事なのが 244条の1にかかわる問題だと思うんですよ。いわゆる公の施設の目的あるいは役割、そういう点で法律上変わらないわけでありましてけれども、基本的に委託から代行に変わるという点でこれは相当厳しく対処していかなければならないのではないかというふうに思います。

特に第3条の指定管理者の指定の申請等に当たりまして、いろいろ見ますと、例えば公的施設の利用の問題で、差別的な取り扱いをされたとか利用を拒否されたということがあってはならないわけでありましてけれども、これをどう守らせるのかという点でお伺いしたいというものであります。

それから、これは第4の第5条にも関連しますけれども、従来の委託してきた社会福祉法人あるいは事業団体などそのまま継続してするのか、あるいは継続とあわせて新規に規定するのか、これについてはどうなのかについて伺いたいと思います。

それからもう一つは、指定管理者は毎年度末に事業報告書の提出が義務づけられているわけでありましてけれども、議会への報告は義務づけられていないわけでありまして。また、出納関連事務の監査を行うことはできるけれども、業務内容については監査対象から外されているという問題で、指定管理者を選定されたときに、事業計画書並びに首長に提出する事業報告書、これを資料として議会に提出することを確認できるものかどうかについて伺います。

それから最後に、これは一般質問等でありましたPFIの、いわゆるPFI事業法の質問との関連でありますけれども、その中で、破綻してもサービスは継続できるという答弁、たしかなされていると思えますけれども、指定管理者である民間会社が赤字を出して当該施設を投げ出したり倒産した場合に、負債はだれが負うのか。また住民負担はその際に絶対ないものかどうか、その辺について伺いたいと思います。以上です。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

初めの 224条の、地方自治法ですよね、言っているのは、（「はい」の声あり）それにつきましては、議員もお調べのことと思いますが、私も手元に持っておりますので、公共の施設の設置あるいは管理及び廃止とありますが、これは、公共の施設をやはりつくれば必ず自治法で設置あるいは管理、それを廃止した場合にはそれなりのことをやりなさいということを書いているものですから、その中に、1項でなくて、今回はそれらを指定管理者として管理していく方向にしなければいけないということで3項でうたっていますので、今回3項を対象にした条例の制定

でございますので御理解ください。

それから、委託の差別あるいは使用させないというふうなことの質問と受けとめましたが、これにつきましては現在でも、第三セクターあるいは自治会、区長等をお願いしているんな施設をやっていますけれども、これはあつては……、公共施設でなくても正当たる理由がなければ拒否することはないわけですから、今後委託しても、それは仮に拒否あるいは……、拒否といても使わせないとか差別するとかそういうものが仮にあるとすれば、それなりの理由が伴った中でのことだと思います。ただ、それでも差別というのは絶対していけないものですから。拒否することはできますから。結局使う条件に当てはまらないとすれば、それは、何回注意しても使用している中で直らないからだめですよとかということはできますけれども、使っている人に対してだれに貸すけれどもだれに貸さない、そういうことは現在もしていませんし、あつてはならないことですから、今後もないものと確信しますし、そういうことがあつてならないというような協定の内容もきちんと整備させてもらいますので御了承をお願いします。

それから、社団法人等とありましたが、社団法人等につきましては指定管理者制度とは該当しませんので（「社会福祉法人と言いました」の声あり）社会福祉法人、はい、該当しませんので。

それから、PFIと同様というようなことで、どの事業も同じですが、委託管理をしていた中で赤字になった場合あるいは事業を廃止した場合のことだと思うんですが、事業廃止は町で決めることであつて、マイナスになった場合、それらについては、自然災害、それらによっての事業的なマイナス部分が出たとすれば、それは町長との協議の中でやはり応分の負担割合は出ると思いますが、純然たる指定管理者の行為によってのマイナス部分があるとすれば、それに対する責任補償等的なものは発生すると思います。ですから、それらはその事件が発生した段階で、町としましては調査した上に、請求権、損害賠償的なものを請求するなりあるいは契約を無効にするなり、そういうものがこの条例等にも書いてありますが、ない部分につきましては、先ほど千葉議員にお答えしましたように規則の中で制定しますし協定書の中でも明記していくものと考えております。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） 第1点の指定管理者の244条、今回、2第3項に規定するという形になっていますけれども、私が言ったのはいわゆる施設の基本の部分にかかわる問題ですよ。つまり、管理者が民間事業者であっても公の施設を使うわけですから、その基本というの

は変わらないわけですね。ですからいろんな諸問題があった場合には、基本的には公の施設ですから、地方自治法の改正に伴い地方自治体が果たす役割というのが基本的に変わらないんだということじゃないのかということを行っているわけです。

それからもう一つは、いわゆる差別的な取り扱い、利用を拒否された、公的な施設の利用の問題でそういうことがないようにということで、まさにそのとおりでありますけれども、ただ、条例あるいは協定書にそれをきちっと守りますという、遵守というんですかね、そういうものをやはり協定の中に盛り込む必要があるのではないかと。それはいわゆる一つの約束事として民間事業者との間で、委託する場合に。それが必要なのではないかとということであります。

それから、社会福祉法人は含まれていませんということでありますけれども、03年10月に、今まで個別法で対処していたわけでありますけれども、それが個別法を取り外して第1種社会福祉事業も対応可能なんだということが入ってきているんですね。第2種のいわゆる保育所あるいはデイサービス事業というものが、これは含まれていないようでありますけれども、含まれているもの・含まれていないものさまざまあります。その辺の選択区分というものをやはりきちっとすべきじゃないかと。これまでの、今お話ししましたように公民館だとか図書館、博物館ですね、これは個別法の縛りで今までやってきたわけでありますけれども、これは絶対不可能だというふうにやってきたものが、それも周知徹底、それは選択の範囲内に入るんだということを行っているわけですよ。ですから、その辺の取り扱いをやはりわかりやすく説明していく責任はあるのではないかとということです。

それから、議会等への事業報告等の、業務内容等も含めてでありますけれども、事業報告書を特に資料という形で議会に提出する必要があるのではないかと。これは、議会としてのチェック機能あるいはコントロール機能を果たしていくと、果たさせていくという点で極めて大事なわけありますから、この辺をやはり明確にしておく必要があるのではないかとということになります。

それから、倒産したりあるいは負債を負った場合には損害賠償で法的な手続を踏まえてということありますけれども、その際に住民負担というのはどうなのか、取り扱いですね。これはあくまで全部におっかぶせるということではないんだということであるのかどうか。その辺についても最後伺いたいと思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） 1番目の質問については、議員質問のとおりでございます。

それから2番目の差別、協定書等につきまして、これについては先ほど申したとおりそうい

うことはあり得ないことで、発生させるような行為があってはならないわけですから、だからもうそういうことはないんだ、きちんと明確にうたいますということです。

それから議会の報告等でございますけれども、これにつきましては、監査委員のことにつきまして先ほど質問ありましたけれども、町長の行政報告で報告するなり、あるいは、指定管理者として事前に議会から承認をもらっているわけですから、その事業内容がどうかということに対してはやはり報告はする義務があるとすれば、行政報告なり、あるいは、現在は開発公社等のものを議会に町長が報告してございますけれども、その収支決算、事業内容等について報告するような形で処理していくようなことを事務内容としてきちんとしておきます。

それから、住民負担。住民負担というのは、指定管理者に住民というか一個人の住民はなれませんから、結局。だから住民負担で……、指定管理者になった人が責任を持っていくわけですから、ですから住民が何人かいてということでないで、それはない。だから、それを指定管理者になった人がどこまでも責任は負ってもらうんですよ。その人との契約で議会の承認をもらうわけですから。ですから住民負担はないというふうなことです。

それから、公民館あるいは保育所とありましたが、それらについては指定管理者をしていても何ら問題はございません。ただ、町としましては、かなりのものがございます、住宅もございますしデイサービスセンターもございますし、保育所もちろんございます。ですからそれらについては、当分の間直営で運営できる部分については直営でやっていきますよと。ただ、それが経費的な問題、人件費的な問題が発生してきて必ずという段階では、この指定管理者の中で議会にお願いする部分はあるとは思いますが、ここ一、二年の中ではとりあえず公社的な部分まで手を入れて早急に対応したいということで、保育所、図書館あるいはデイサービスセンター、それらについては今後検討していく中で整理していくというふうに御理解ください。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） 大筋では課長が答弁したとおりだと思いますけれども、その中で、前段の公的施設利用の問題であり得ないんだと、明確にするんだと。明確にするのであればきちっと盛り込んだ方がいいじゃないんですか。その辺を確認したいと思います。

それから、あとこれからさまざまな民間業者を指定管理者にしていく場合に、これまでのその業者の実績あるいは性格、そういうものをよく調査して問題点があれば厳しく指摘もし、またこの条例にも盛られておりますけれども、取り消しも含めてやはり検討していかなければいけないという点で、そうした事業者のチェックを、調査機能をきちっとやはりしておくという

点についてはどうなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） 議員御質問のとおりでございます。それでチェックするためには、規則の中に管理者を選定する委員会等を設けておりますので、先ほど言いましたように、この例規集には出てきませんけれどもパソコンの中にはありますから、それをあけて見てもらうようお願いしたいと思いますし、また、いろんな審査する段階、これはこの条例の中できちんと書いてありますから、議員がおっしゃるようなことはきちんとされるものと確信しますので御了解をお願いします。

○議長（米木正二君） 質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

○10番（千葉明朗君） 2条と5条との関連なんですけど、2条では公募するものとするというきちとしたもので結んでいる。5条では、町長の権限で公の施設の性格、規模、機能を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、町が出資している法人または公共団体……、公共的団体と、これはどこまでを言うのかということです。

この目的は私は大変いいことだと思うんですよ。なぜならといいますと、地域の人材活用や雇用につながる、経済効果にもつながるだろうと。古川、仙台から来た業者が全部お金を持っていくということではなく、地元にも、地元の人たちの雇用の場にもなると。ただ、私言うのは、技術的な問題もあるんでしょう。そういうものと、大きいものと小さいもの、地域の人たちにもそうやってできるというものを、やはりきちっと施設ごとに整理するべきだと思いますよ。そしてそれを公表すべきだと私は思いますね。その都度その都度町長の一存でということじゃなく、こういう目的、こうだからこの施設は地域、それから町の業者でもいいですよと。ここから先はやはり技術が必要だしある程度資本が必要だから全般的な公募にゆだねるべきだという施設の区分をきちとしないと、私はいかんじゃないかなという気はするんですね。公共的団体という、法人ですから、法人まで入っていますから、行く行くはNPOさんなんかもそういうものを目指したものが起きてくる可能性もあるということですね。

それともう一つ心配なのは、公社、第三セクターが今自分の施設は自分のところで管理している管理費をある程度町当局からいただいと。この規定をもう一度見直すと総務課長が言っているので大変結構なことだと思いますが、これはきちっと見直さないと、その施設管理費が妥当なのにもどうも多いのではないかという気がする予算があるんですね。その裏を返すと、その公社なり第三セクターの経営資金にもやはり足りないから回るんですよと、それも当て込んであるんですよというものになってしまう。そのようなところはきちっとやはり規定をつくる

べきだと思うんですね。

何度も言うように、地域のためにやはりきちっとこれをPRする。指定管理者制度によって地域にも雇用の場が、公共としての雇用の場が生まれますよと。誘致工場だけじゃないよということを、大変期待している方々もいらっしゃると思うのでその辺のPRもひとつお願いしたいと思うんです。

その辺の仕分けはできますでしょうね。総務課長で結構です。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

公共的団体はどういうものかということが1番目の御質問と理解します。これにつきましては、一般的には土地改良区、あるいは生協さんとか農協、あるいは自治会等が考えられるというふうな判例がございます。それから指定管理者の範囲については、法律上は特段の制約がございません。ですから、民間企業、あるいは先ほどありましたNPO、あるいはPFIなどの法人、その他のいろんな個人でなくて団体等においては、公募に参加する資格はございます。ただ、それを私の方で認定してもらう議会が議決するかしないかが問題です。要は、町が提案しても議決されなければそれは指定管理者になれませんから。ですから、最終的には議会の議決だということで私は認識しております。

それからPRでございますけれども、これについてはいろいろな分野でいろいろな形で出てくるとは思いますが、今回お願いする部分……、条例は別です。今のは条例の部分での説明ですが、条例はそういうことがやれるということの制定のための条例ですから、その後出てくるものについてのPRだと思いますが、それについては、議員御指摘のとおりそれなりの分野に区別した上でPRするなり公募するなり、あるいは町長が特定のものと見て随契の形で議会にお願いするというような形は発生してくるものだと思いますが、議員御発言のとおり関与されていくものとは考えております。

○議長（米木正二君） 10番。

○10番（千葉明朗君） そのとおりだと思いますが、議会を通るか通らないかというここが大変なみそでございます。ですから私言うのは、地域の人材、若い人、それから人材を活用するんですよと、眠っている人材も活用できるんですよと。そして、雇用創出にもつながるし経済効果もあるんですよという作文、資料をきちっと添付した上で議会に出してくれば、議会の方は大変な理解を示すんだと。そういう意味での仕分けをきちっと私はなさるべきだと思うんです。それは、行く行くは行財政改革、再編との問題も私はつながってくる問題だと思います。

ね。施設を二つ発注しようとしたのが一つになってしまったということも起きてくるわけですから。だから、18年3月と目指すことですから、その前に私お願いしたいのは、行財政改革の大綱

とまちづくり計画書をきちっとしたもので私は進むべきだということで、それは町長に最後に。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 皆さんからの御質問、全く御意見のとおりだと思います。この制度ができましたといいますが、この説明を前の議会、協議会で申し上げました。その趣旨をもう一度振り返って考えていただければ、この制度の何たるかがわかるはずであります。これは日本全体を視野に入れた制度でありますから、大都市とまさに末端の町村の場合とではその適用の仕方が非常に違ってくるのではないかと。例えば、やくらい温泉保養を東京の何とかという会社にすごくすばらしいといって委託をして、契約をしているものかどうかなんですよ。それまで委託をして培ってきたノウハウなりなんかをきちっと判断をして契約をすべきでありますから、そう心配なすることはないのだろうというふうに思います。

小さいところは行政区の老人憩いの家なり、言ってみれば総称して集会所の契約から、今第三セクターでお願いをしている振興公社が主なものであるわけでありまして、第三セクターの中には町がそれ相応の株を持っているわけでありますから、当然その部分でも運営に関与しているわけであります。契約者がその長がなれるかどうかということはその都度判定をされるわけでありますから、それはそれでまさに余り危険性はないと思いますが、先ほど来最終的な判断は議会にゆだねられるということでありますので、二重三重の判断が求められているわけありますから心配はないと思いますが、ただ、この制度が誕生したばかりでありますのでまだ熟していない面もあるかもしれません。それは年々改正されていくものと私は感じておりますので、そう心配はないものと思っております。以上であります。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

- 議長（米木正二君） 再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
-

日程第4 議案第95号 加美町集会所条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第4、議案第95号加美町集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第95号加美町集会所条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、地方自治法改正による指定管理者制度の発足に伴い、ただいま御承認賜りました前議案に基づき、同集会所等の対象施設となる加美町集会所設置条例について所要の改正を行うもので、その内容は、指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

なお、本条例に規定されている集会所は、寒風沢、北川内、上狼塚、小泉、桜町、麓、柳沢、鳥嶋の8カ所となります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番工藤清悦君。

- 15番（工藤清悦君） 町長から集会所条例の一部を改正する説明がありましたけれども、大変単純といえば単純、基本的といえば基本的なことなんですけれども、集会所条例を改正して指定管理者制度の枠組みの中に入れるということの中で、町としてのメリット、この指定管理者制度を使ったことによってですね、それから住民としてのメリットというのはどういうふうに

お考えなのかを一つとしてまずお聞きをいたします。

それから、前の指定管理者の条例制定の中で、多分公募によらずということで、町長が説明になっているように地元の情勢に精通しているというふうなことで、自治会といいますか行政区の方々、区長さんを代表にして受けるというふうに思うんですけども、代表は区長さんでも、行政区の中でどのような、手続というとおかしいんですけども、合意形成といいますかね。そういうものに対しての指導といいますか、やらなければいけないのかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） 町あるいは行政区のメリット。区あるいは自治会等が指定管理者になっても、現状とは何ら変わりはないと思います。ただ、規則の中でうたおうと思っていることは、区分ですか、結局、経費負担区分。きちんとうたっている部分については、ほとんどが町でやっていました。結局、極端なことを言えば畳の表がえ的に大きい修繕等があれば、それは町でやっていましたね。だからそれらもやれますけれども、電気球を取りかえる、そういうものだとなれば区でやってもらっていましたね。ただ、それは自治会の中あるいは区の予算の中でやっていた部分もありますし、区の中で、考え方からすればまずいんだと思うんですけども、利用料金というものが多分、使用料というんですか、町では使用料といひまして条例で制定しますけれども、区では貸し出しした場合に多分取り決めみたいなのを決めてやっていたと思うんですけども、それは区として利用料金として、使用料でなくて利用料金として管理運営に対しての指定管理者が決めて徴収すると。それを、維持費、管理費あるいは修繕費、それらに充てていく部分に使えますから、区民一人一人、住民一人一人の負担率というのは少なくなる可能性はありますね。

ただ、町としても、黙認したといえは語弊があるとさっき言いましたけれども、そういうことが公に利用料金として徴収をかけて、それを事業報告として報告してもらって、それを議会に報告していくわけですから、それが公になってくるという部分があります。

それから、公募でも随契でもということですが、住民との合意形成がきちんとなされていくという部分が一番すっきりした形になるのかというふうな考えであります。

○議長（米木正二君） 15番。

○15番（工藤清悦君） 何ていいますかね、平たく言えば集会所を運営していくための負担が安くなる可能性が出てくるということですよね、今の課長のお答えですと。ということは、行政区の集会所運営というのは、私調べていないからよくはわかりませんが、それぞれ町が

建てたものに関しては、それなりの専属利用契約の中で町がある程度これでよしというようなことで今まで進められてきた経緯があると思うんですけども、そういった中で負担が少なくなる可能性があるということについては、それぞれの各行政区、今町長の説明によりますと 8